

表 1. 苦情相談者の年代別件数

区 分	平 成 14 年度	平 成 13 年度
～19 歳	7	5
20 歳代	147	111
30 歳代	192	143
40 歳代	155	99
50 歳代	168	108
60 歳代	93	65
70 歳代～	37	17
不 明	13	76
合 計	812	624

表 2. 苦情相談者の性別

性 別	平 成 14 年度	平 成 13 年度
男 性	290	218
女 性	520	399
団 体	2	7
合 計	812	624

●相談は市の窓口へ

市では、月々金曜日の午前 10 時～正午・午後 1 時～4 時の間、消費生活相談室で専門の相談員による消費生活相談を行っています。同相談室の相談件数は年度ごとに増えています。ここで

悪質商法にご用心

消費生活相談室で専門の相談員による消費生活相談を行っています。同相談室の相談件数は年度ごとに増えています。ここで

●30 歳代が最大の 192 件

前年度の消費生活相談件数は、812 件でした。相談者の年齢別では、30 歳代が 192 件（23・6％）と最も多く、次いで 50 歳代が 168 件（20・7％）、40 歳代が 155 件（19・1％）、20 歳代以下 154 件（19・0％）、60 歳以上と不明が 143 件（17・6％）となっており、13 年度と比較すると働き盛りの世代の相談が増えていることが分かります（Ⅱ

は前年度の消費生活相談の概要と、悪質商法の手口などについて紹介します。

また、性別では女性 520 件（64・0％）、男性が 290 件（35・7％）となっています（Ⅱ表 2）。職業別では、「主婦」と「給与生活者」を合わせて全体の 80％近くを占めています。

狙われる主婦・サラリーマン約 80％

相談内容を「役務」と「商品」で分類すると、「役務」が 460 件（56・7％）、「商品」が 338 件（41・6％）となっています。「役務」で最も多かったのは、生命・損害保険・サラ金など「金融・保険サービス」についての 202 件で、次いで

携帯電話・インターネットなど「運輸・通信サービス」についての 123 件となっています。「商品」では、住宅設備（床下換気扇・排水管・屋根等）など「土地・建物・設備」についての 86 件や、教室や講座（資格取得、英会話教室等）など「教養・娯楽サービス」についての 63 件が上位となっています。

こうした結果から、20 歳代の若者から高齢者までが、さまざまな悪質商法に狙われていることが分かります。

簡易トイレの組立風景（去年の訓練）



今年の対象地区

河原口連合・中新田連合・中新田えびな団地・さつき町・さつき住宅

●防災無線でサイレン吹鳴

訓練当日午前 9 時に、対象区域の河原口・中新田・さつき町でサイレンを吹鳴します。火災と間違えないよう注意してください。

問 防災課（内 287）。

●気をつけようこんな手口

こうした悪質商法の、代表的な手口を紹介します。

1. マルチ商法

商品を購入した人が、自分もまた商品の買い手を探し、その

買い手を増やすと収入が得られるというもの。結局、買い手は増やすことができず、商品と借金が残るだけ（Ⅱ健康食品・化粧品・婦人下着など）

2. 点検商法

点検に来たと訪問し、「工事を



●有害看板 2 トン車 1 台分撤去

○7 月 17 日、海老名防犯指導員連絡会（今井和雄会長・17 人）と海老名警察署少年補導員連絡会（森島清八会長・13 人）等の手で、海老名中学校区を中心に電柱などに掲出された、有害看板の撤去が行われました。撤去の量は、2 トン車 1 台分にも上りました。

「写真はその作業風景」



東海地震を想定・自主防災組織を主体に

市では、今年度の総合防災訓練を、8 月 31 日（日）午前 9 時～正午の間、海西中学校で実施します。今年の対象地区は、河原口連合・中新田連合・中新田えびな団地・さつき町・さつき住宅で、地区の自主防災組織が中心となります。

訓練内容は、県内で切迫性が指摘されている「東海地震」を想定したもので、自主防災組織を主体に防災関係機関および関連団体と連携しながら行います。避難誘導・消火・給食・応急救護・被害調査・救助救出の訓練など、災害時に迅速かつ的確に対処するための実践的な訓練を計画しています。

また、起震車・煙体験ハウスなどの体験コーナーも計画しています。市民のみなさんには、防災訓練への積極的な参加とともに、日ごろから防災に関する認識を高め、災害に対する備えを実施するようお願いいたします。

市内一円で道路測量

台帳整備のため

市では、道路台帳整備のための測量を、市内一で行います。これは、道路の新設や拡幅など道路区域の変更に伴う補正測量で、道路の適正な管理と市民のみなさんの利用に役立てるものです。

市で委託した業者が測量作業を行います。沿道のみなさんの土地で立ち会い等をお願いする場合があります。その際は、ご協力をお願いします。

問 建設管理課（内 562）。

●市議会 9 月の定例会

市議会の 9 月定例会は、右表の日程で行われる予定です。9 月 1 日（月）と 30 日（火）は午前 9 時 30 分、その他は午前 9 時開会予定です。

傍聴を希望する方は、当日議会事務局で受付簿に住所・氏名を記入してください。手話通訳が必要な方は、傍聴する 1 週間前までに同事務局へご連絡ください。

問 同事務局（内 222）。

◇9 月定例会日程

1 日(月)	本会議（議案審議）
4 日(木)	本会議（議案審議）
10 日(水)	総務常任委員会
11 日(木)	文教社会常任委員会
12 日(金)	経済建設常任委員会
16 日(火)	本会議（一般質問）
17 日(水)	本会議（一般質問）
19 日(金)	総務常任委員会（決算審査）
22 日(月)	文教社会常任委員会（決算審査）
24 日(水)	経済建設常任委員会（決算審査）
30 日(火)	本会議（委員会報告・議案審議）